

放置艇対策地区別実施計画
(倉敷地区)

令和5年3月

岡山県プレジャーボート対策推進会議

放置艇対策地区別実施計画（倉敷地区）

目次

1	概要	
1-1	放置艇対策の趣旨と目的	1
1-2	留意点	1
1-3	計画範囲	2
2	実態調査	4
3	収容能力の向上	
3-1	取組概要	5
3-2	収容方式の検討結果	5
4	規制の強化	
4-1	放置等禁止区域の指定方針	7

巻末資料

- ・【資料1】倉敷地区における検討位置図
- ・【資料2】倉敷地区放置等禁止区域指定方針図

1 概要

1-1 放置艇対策の趣旨と目的

県内の港湾・漁港・河川等の連続する水域、海岸において、所有者による係留保管等の適正化が図られ、放置されている船舶がゼロ隻となり、秩序ある水域利用が実現している状態を目指すため、放置艇（※）対策の基本方針に基づき、地区別実施計画を策定するものである。

※ 「放置艇」とは

港湾・漁港・河川の公共用水域や普通（一般）海域、その周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域等の管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶のこと、または、水域等の管理者の認めた施設や区域に係留等されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留等している船舶のことをいう。

1-2 留意点

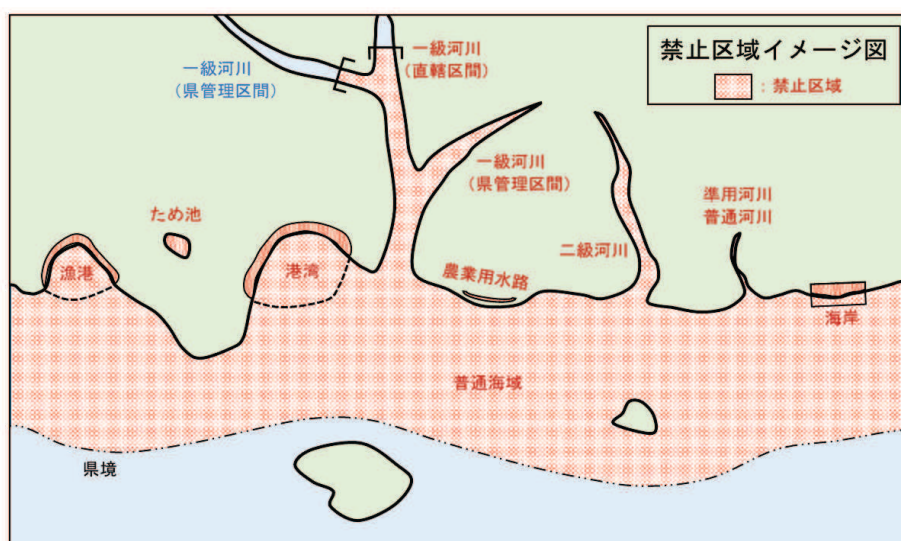
今後、規制の強化などの取組を進めることにより、地区内に放置されている船舶の中には、所有者等により適正に廃船処理されるものや、最終的に代執行により処分されるものが多数発生する可能性がある。その場合、そのような船舶の収容先の確保（収容能力の向上）は不要となることに十分留意して対策を実施する必要がある。

1-3 計画範囲

本計画の対象とする「倉敷地区」は、次のとおりである。

表－1 倉敷地区 計画範囲一覧表

区域	管理者	対象	備考	
港湾	岡山県	水島港、児島港、下津井港		
	倉敷市	大浜港、松島港		
漁港	岡山県	大島漁港、下津井漁港、呼松漁港、沙美漁港		
	倉敷市	通生漁港、勇崎漁港、小原漁港		
河川	国土交通省	高梁川、小田川		
	岡山県	里見川 他9河川	巻末資料参照	
	倉敷市	準用河川	全準用河川	巻末資料参照
普通河川		全普通河川	巻末資料参照	
海岸	岡山県	港湾海岸	水島港海岸、児島港海岸、 下津井港海岸	
		漁港海岸	大島漁港海岸、下津井漁港海岸、 呼松漁港海岸、沙美漁港海岸	
		建設海岸	唐琴海岸 他5海岸	巻末資料参照
	倉敷市	港湾海岸	松島港海岸	
		漁港海岸	通生漁港海岸、勇崎漁港海岸、 小原漁港海岸	
ため池	倉敷市	全域	巻末資料参照	
農業用水路	倉敷市	全域	巻末資料参照	
普通海域	岡山県	全域		





図一 計画地区範囲図

2 実態調査

実態調査の結果、倉敷地区では、3,632 隻の船舶が確認されており、そのうち放置艇は、1,838 隻となっています。

各水域別の調査結果は、次のとおりである。

表－2 倉敷地区 実態調査結果

区域	管理者	調査確認隻数	
港湾	岡山県	1,767	隻
	倉敷市	9	隻
漁港	岡山県	985	隻
	倉敷市	132	隻
河川	国土交通省	204	隻
	岡山県	46	隻
	倉敷市	13	隻
海岸	岡山県	19	隻
ため池	倉敷市	71	隻
農業用水路	倉敷市	5	隻
重複区間	国河川＋県港湾	254	隻
	県河川＋県港湾	55	隻
民間マリーナ		72	隻
総計		3,632	隻

種別	調査確認隻数	
許可艇	1,794	隻
放置艇	1,838	隻
	沈廃船	486
総計		3,632 隻

※ 許可艇には、漁港内の漁船登録をしている漁船を含む

※ 調査確認隻数には、対象範囲外の河川で確認された船舶 36 隻を含む

3 収容能力の向上

3-1 取組概要

現在、県内の放置艇数に対して、収容能力は大幅に不足しているため、収容能力の向上のため、次の方法で収容能力を確保し、許可艇への転換を図っていく。

- ・ 水域等占用許可（団体としての共同利用）の促進
- ・ 簡易型護岸等係留方式の施設整備
- ・ 既存の小型船舶係留施設及び民間マリーナへの誘導

3-2 収容方式の検討結果

倉敷地区では、確認された 3,632 隻の船舶のうち、沈廃船等を除いた、3,110 隻と隣接地域との調整分 18 隻を除いた 3,092 隻を対象にして、全て水域で係留保管するものと仮定して収容方式を検討している。

なお、今後、所有者等により陸上保管される船舶や、廃船処理となる船舶等については考慮していない。

また、対策方法や係留可能な隻数などについては、今後、対策を進める中で関係者と調整し決定するため、変更する場合がある。

表－3 倉敷地区 収容方式の検討結果 総括表
(単位：隻)

調査確認隻数	対象隻数			
	内 沈廃船等	地区内 船舶	隣接地区 との調整	計
3,632	522	3,110	-18	3,092



収容方式					
小型船舶 係留施設	簡易型 係留施設	水域占用 許可	その他 (※)	民間 マリーナ	計
826	140	1,263	786	77	3,092

※ その他は、「登録・届出制度」(漁港区域等)における隻数(616隻)及び一部河川やため池において禁止区域外へ移動要請する隻数(170隻)

表－4 倉敷地区 収容計画表

区域	管理者	収容方式	対象隻数	
港湾	岡山県	小型船舶係留施設	657	隻
		簡易型係留施設	64	隻
		水域占用許可	895	隻
	小計		1,616	隻
	倉敷市	水域占用許可	3	隻
	小計		3	隻
漁港	岡山県	小型船舶係留施設	65	隻
		簡易型係留施設	76	隻
		水域占用許可	62	隻
		登録・届出制度	500	隻
	倉敷市	登録・届出制度	116	隻
	小計		819	隻
河川	国土交通省	水域占用許可	70	隻
		禁止区域外への移動要請	100	隻
	岡山県		0	隻
	倉敷市		0	隻
	小計		170	隻
海岸	岡山県	水域占用許可	14	隻
	小計		14	隻
農業用水路	倉敷市		0	隻
	小計		0	隻
ため池	倉敷市	禁止区域外への移動要請	70	隻
	小計		70	隻
重複区間	国河川＋県港湾	小型船舶係留施設	104	隻
		水域占用許可	161	隻
	県河川＋県港湾	水域占用許可	58	隻
	小計		323	隻
民間マリーナ			77	隻
総計			3,092	隻

4 規制の強化

4-1 放置等禁止区域の指定方針

放置等禁止区域の指定方針は、次のとおりである。

表－5 倉敷地区 放置等禁止区域の指定方針一覧表

区域	管理者	禁止区域		物件
港湾	岡山県	港湾区域、臨港地区、 港湾隣接地域(※1)		船舶及び当該船舶の 係留の用に供する工作物
	倉敷市	港湾区域、 港湾隣接地域(※1)		
漁港	岡山県	漁港区域(※1)		※2
	倉敷市			
河川	国土交通省	高梁川、小田川の河川区域		船舶及び当該船舶の 係留の用に供する工作物
	岡山県	里見川 他9河川の 河川区域		
	倉敷市	準用河川、普通河川		
海岸	岡山県	港湾海岸	海岸保全区域内の 公共海岸	※2
		漁港海岸		
		建設海岸		船舶及び当該船舶の 係留の用に供する工作物
	倉敷市	港湾海岸		※2
		漁港海岸		
ため池、 農業用水路	倉敷市	全域		船舶及び当該船舶の 係留の用に供する工作物
普通海域	岡山県	全域		

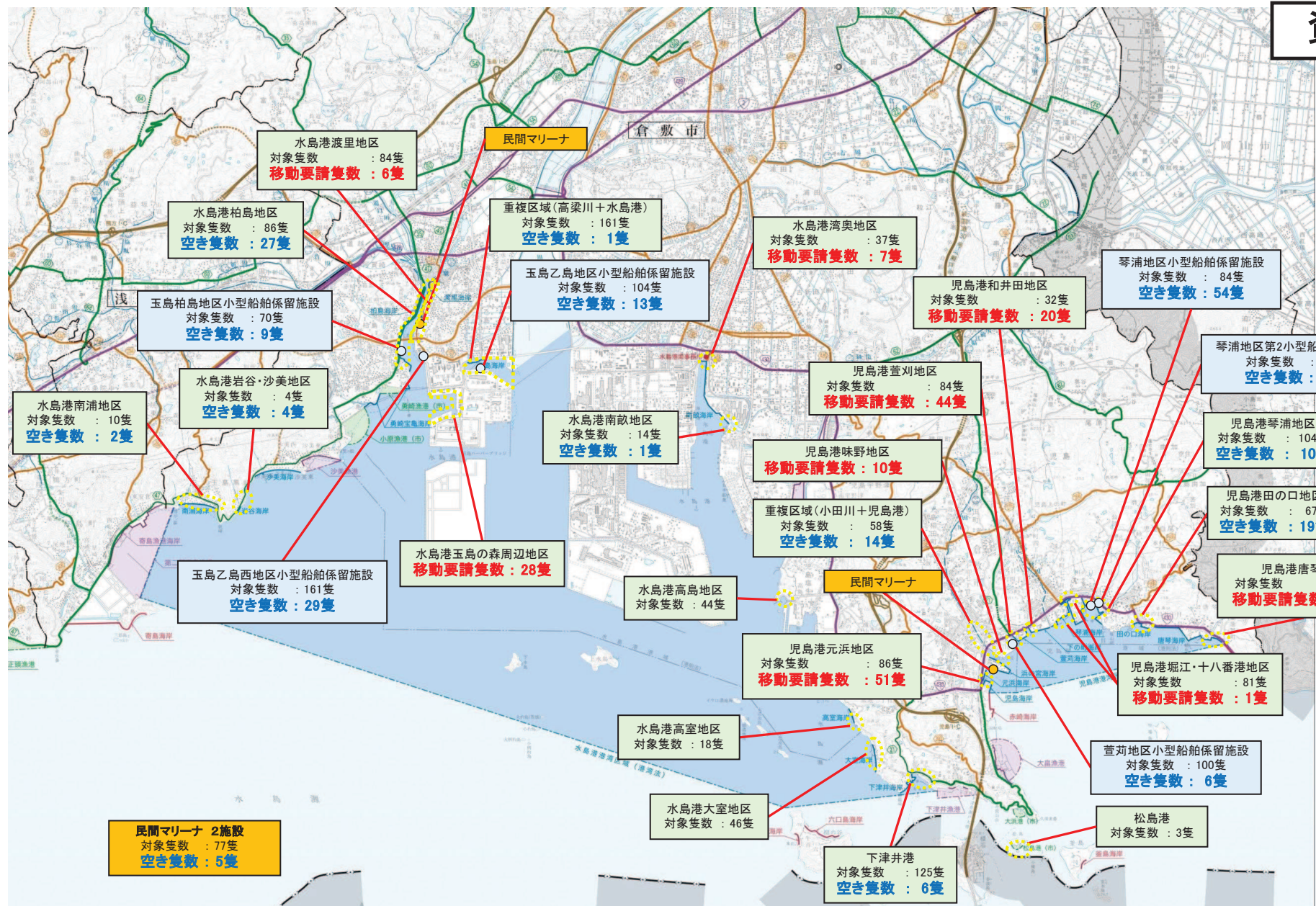
※1 各水域管理者が管理するものに限る。

※2 船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物

自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに使用済み自動車（部品含む）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物

卷末資料

- ・【資料1】 倉敷地区における検討位置図
- ・【資料2】 倉敷地区放置等禁止区域指定方針図



凡例

- 民間マリーナ
- 小型船舶係留施設
- 新規係留区域

収容隻数
 数値青: 空き隻数
 数値赤: 移動要請隻数

倉敷地区における検討位置図(港湾区域)

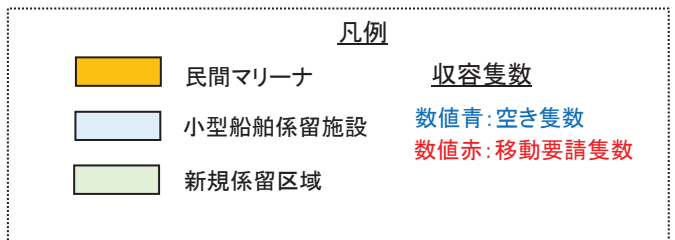
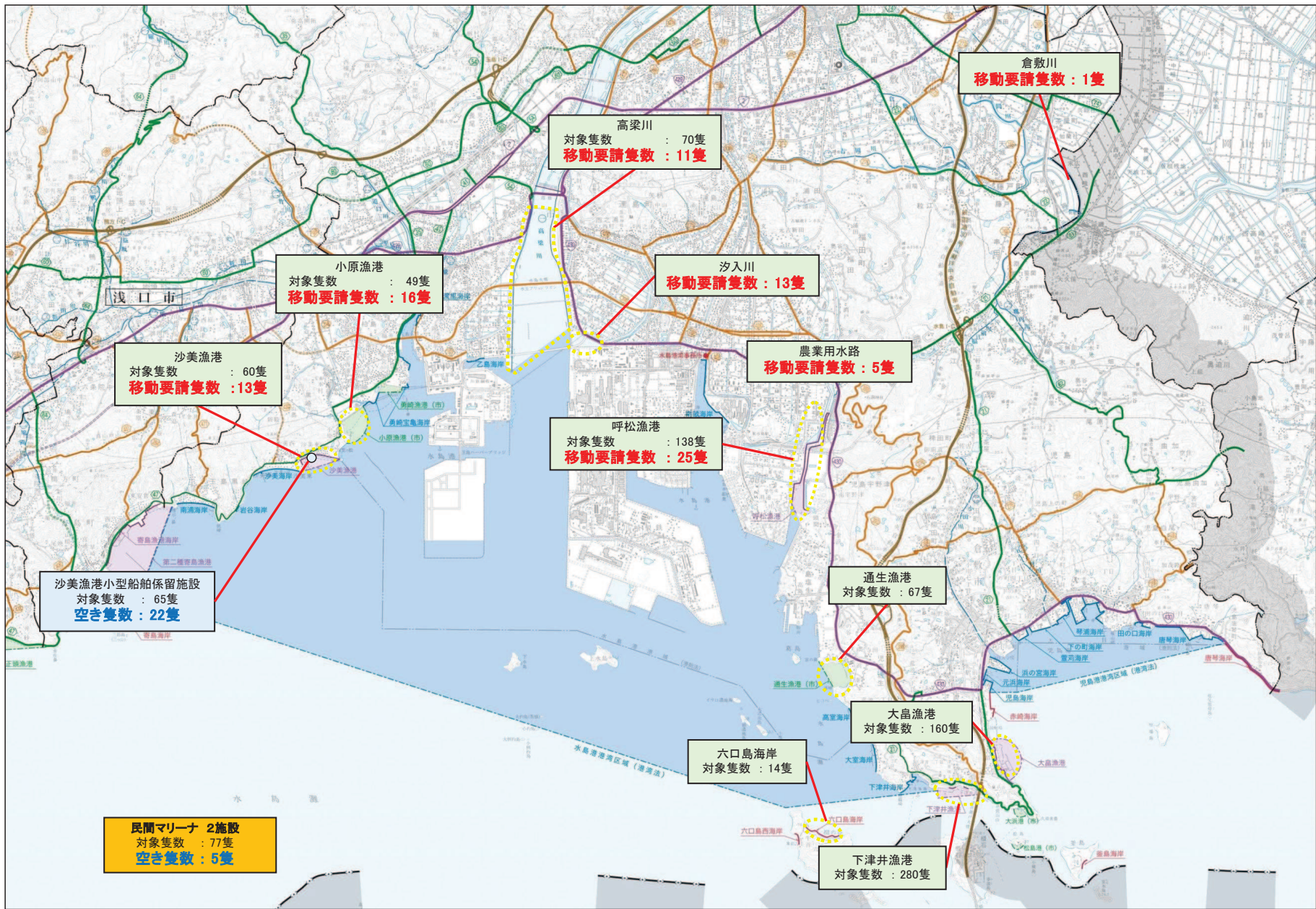
この図は、令和4年に実施した実態調査の結果をもとに、各箇所における対策の見通しを、令和5年3月時点で、とりまとめたものである。

対策方法や係留可能な隻数などについては、今後、対策を進める中で関係者と調整し決定するため、変更する場合がある。

(単位: 隻)

対象隻数 (※)	3,092	空き隻数	256
		移動要請隻数	274
		隣接地区との調整	18

※ 禁止区域外への移動要請隻数(170隻)を含む



倉敷地区における検討位置図 (漁港区域、河川区域等)

この図は、令和4年に実施した実態調査の結果をもとに、各箇所における対策の見通しを、令和5年3月時点で、とりまとめたものである。









対策方法や係留可能な隻数などについては、今後、対策を進める中で関係者と調整し決定するため、変更する場合がある。

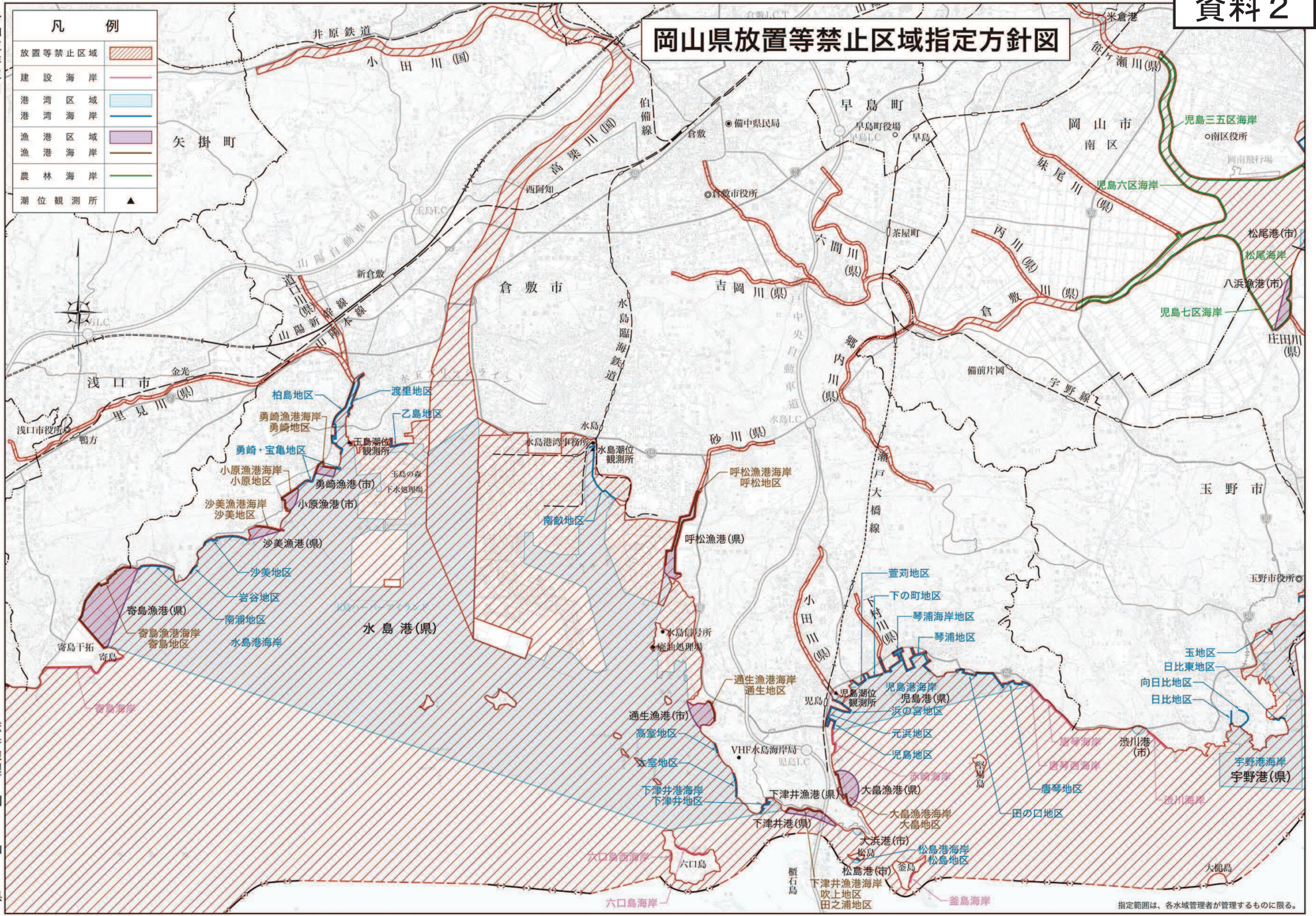
(単位: 隻)

対象隻数 (※)	3,092	空き隻数	256
		移動要請隻数	274
		隣接地区との調整	18

※ 禁止区域外への移動要請隻数 (170隻) を含む

岡山県放置等禁止区域指定方針図

凡 例	
放置等禁止区域	
建設海岸	
港湾区域	
港湾海岸	
漁港区域	
漁港海岸	
農林海岸	
潮位観測所	



令和五年三月

（不許複製）岡山県



指定範囲は、各水域管理者が管理するものに限る。
岡山県中核庁内閣 1丁11号3号 ☎0862(245)3082 岡山県庁ウェブサイト

「岡山県放置等禁止区域指定方針図」に記載されていない、倉敷市が管理する**準用河川、普通河川、ため池及び農業用水路**の放置等禁止区域の指定範囲は、次の通りです。

・ **準用河川、普通河川**

指定範囲：倉敷市が管理する全準用河川及び全普通河川

ご不明な点は、

倉敷市 建設局 土木部 土木課（連絡先 086-426-3521）まで
お問い合わせください。

・ **ため池、農業用水路**

指定範囲：倉敷市が管理するため池及び農業用水路

ご不明な点は、

倉敷市 文化産業局 農林水産部 耕地水路課（連絡先 086-426-3441）まで
お問い合わせください。